

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

河南町長 へ

申告書 住所又は所在
(納税義務者)

氏名又は名称

電話番号 () -

地方税法附則第15条の9第1項の規定による耐震改修が完了しましたので、河南町税
条例附則第10条の3第7項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

記

所有者 (納税義務者)	住所	
	氏名又は名称	
家屋に 関する 事項	所在地	河南町
	家屋番号	
	種類	居宅 その他 ()
	構造	
	床面積	m ²
	建築年月日	昭和 年 月 日
	登記年月日	昭和 年 月 日
耐震改修 に関する 事項	耐震改修の 完了年月日	平成・令和 年 月 日
	耐震改修に 要した費用	円
耐震改修完了後、3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合は、その理由		

※添付書類等詳しくは、裏面をご覧ください。

【添付書類】

- ①地方公共団体が証明した「住宅耐震改修証明書」または建築士等が発行する増改築等工事証明書
- ②耐震改修に要した費用を証する書類
- ③認定長期優良住宅に該当することになった場合、認定通知書
- ④家屋の見取図

【添付書類の説明】

- ①証明書等は
 - ・ 建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関及び住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。
 - ・ 証明書の発行には、実費及び技術料などに係る証明手数料が必要です。
- ②の耐震改修に要した費用を証する書類は、耐震改修工事にかかった費用が、50万円超（平成25年3月31日までの契約分については30万円以上）であることを確認するための書類です。
- ③の認定通知書 大阪府知事が発行するものです。

【要件】

- 昭和57年1月1日以前から存在する住宅用家屋で、平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に次の耐震改修工事が完了した住宅が対象
- ・ 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する耐震改修
 - ・ 耐震改修工事費が50万円超（平成25年3月31日までの改修工事については30万円以上）

【減額期間】

- ①平成18年～平成21年の改修分
 - ・ 完了した年の翌年度から3年間
- ②平成22年～平成24年の改修分
 - ・ 完了した年の翌年度から2年間
- ③平成25年～令和6年3月31日までの改修分
 - ・ 完了した年の翌年度から1年間

【減額される額】

耐震改修した住宅家屋の固定資産税の2分の1の額（1戸当り床面積120㎡相当分まで。改修工事により認定長期優良住宅に該当する場合は3分の2の額）です。減額の適用は、工事完了年の翌年度からになります。

【問い合わせ先】

河南町役場 住民部 税務課 固定資産税係 電話：0721-93-2500